

# 瑞泉寺文書（一）

日比野 晃

はじめに

愛知県犬山市にある青龍山瑞泉寺は、一六八六年（貞享三）五月に仁溪慧寛が誌した「青龍山瑞泉寺記」によると、日峰宗舜によつて、その師である無因宗因を開山として、一四一五年（応永二二）に創建された。その後、義天玄承、雲谷玄祥、桃隱玄朔、雪江宗深がその跡を継ぎ、一四七〇年代より九〇年代（文明・明応）にかけては、景川宗隆、悟渓宗頓、特芳禪傑、東陽英朝が在住して、大いに隆盛を極めた。

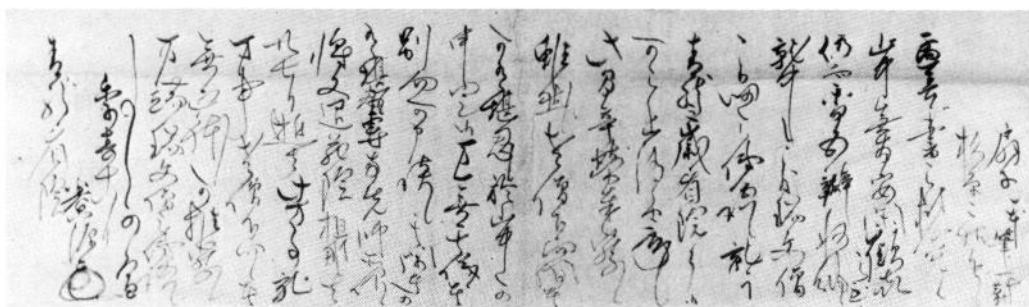
しかし、一六世紀中葉（天文・永禄）には、戦国争乱の余波を蒙つて瑞泉寺は荒廃した。そこで一五七一年（元亀二）、用玄楚全が沢彦宗恩の介添によつて、天下一統をなした織田信長から寺院再興の朱印状を受けて、復興への道を歩みはじめた。次いで一五九六年（文禄五）には、豊臣秀吉によつて寺領が与えられ、漸次旧態に近づいていった。以後、一六〇一年（慶長六）には松平忠吉の朱印状、また、一六二一年（元和七）には徳川義直の黒印状によつて寺領は安

堵され、徳川時代は歴代の尾張藩主によつて安堵された。

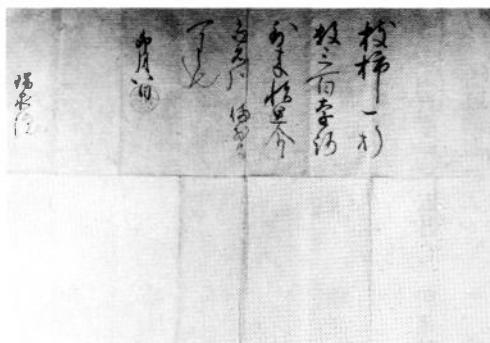
ところが一八六八年（明治一）新政府の神仏分離令以来の廢仏毀釈運動と、一八七一年（明治四）に寺領を上地させられることによつて、すでに幕末には衰退しはじめていた瑞泉寺は、こゝに存亡の機に立たされた。そこへ無学文奕が一八八七年（明治二〇）に来住して、復興に務めてこれを立直らせた。そして現在に至る。

以上のような歴史をもつ瑞泉寺は、その歴史に関連する多くの古文書を所蔵していて、これまでに『犬山里語記』や『尾張徇行記』にその一部分が紹介されてきた。しかし、歳月とともにそれらの文書も散逸したものが多いため、そこで現在において、瑞泉寺に所蔵されている文書のうち二十七点を翻刻し、こゝに紹介する。

本稿作成にあたり、京都大学林屋辰三郎先生から御指導を、また京都市史編纂所森谷冠久氏、瑞泉寺松田正道氏、龍濟寺関董光氏から御助力・御協力を頂いた。厚くお礼を申し上げる次第である。



大濟禪師宗舜書狀



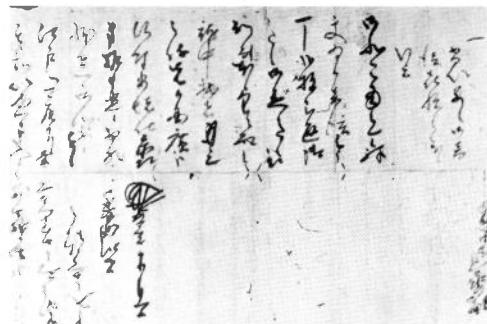
豊臣秀吉朱印状



織田信長朱印状



伊奈備前守忠次書狀



石川備前守光吉書狀

例 言

一、文書のうち、用紙について特に注意する必要を認めたものには、文書名の下に（折紙）などと、その形状を注した。

一、文書の用紙の寸法は、文書名の下に記したが、これは現状の寸法であり、表装などされる以前の原寸ではない。

一、字体は原則として正字を用いた。

一、花押は（花押）とした。

一、印章は（印）とし、特に朱印は（朱印）、壺印は（壺印）とした。

一、文書の年月日・差出・宛所の位置などは、原文書の体裁を尊重することにつとめたが、ある程度の統一を加えた。

一、本文などの改行は「印でもって示した。

一、本文には、適宜に句読点および並列点をつけた。

一、人名・寺名などの補注、その他翻刻者の推定に関する傍注は、（　）を付して記した。

本稿に収録した文書は次の二十七点である。

- 一 内田左衛門次郎寄進状 応永十二年九月三日
- 二 大済禪師宗舜書状 (年未詳) 三月十八日
- 三 大済禪師宗舜書状 (年未詳) 十二月十三日
- 四 瑞泉寺住持職掟書 康正二年 九月廿六日
- 五 織田信長朱印状 元亀二年 六月廿日

六 旭窓知嘆書状 (文禄五年) 一月廿七日	七 豊臣秀吉朱印状 (年未詳) 四月八日
八 石川備前守光吉書状 (年未詳) 四月十日	九 石川備前守光吉書状 (年未詳) 二月十日
一〇 石川宗林（光吉）書状 (年未詳) 三月五日	一一 石川藤石衛門尉書状 (年未詳) 十月廿三日
一二 伊奈備前守忠次書状 (慶長六年) 二月廿日	一三 瑞泉寺役者衆連署定書 寛永九年 三月吉辰
一四 汾陽寺役者衆連署寄進状 (慶長六年) 六月十二日	一五 仁溪慧寛書状 (年未詳) 十一月七日
一六 妙心寺役者衆達覚書 (寛政十二年) 一月廿二日	一七 妙心寺役者衆連署定書 (寛政十二年) 一月廿二日
一八 内田村庄屋・船人頭連署願書 (寛政十二年) 三月	一九 作 内丞下知状 (天正十二年) 五月七日
二〇 伊奈忠次・彦坂光正連署下知状 (慶長十四年) 三月廿七日	二一 鈴木淡路守重泰書状 (寛政十二年) 四月十三日
二二 千田善左衛門・都築市左衛門連署下知状 (寛永十三年) 二月廿三日	二三 千田善左衛門下知状 (寛永十三年) 三月二日
二四 妙心寺役者衆連署達書 (写) (年月日未詳)	二五 千宗室（玄々斎）書状 (寛永十三年) 六月十四日
二六 織田下野守信方書状 (年未詳) 一月二日	二七 渡辺半藏定綱書状 (年未詳) 四月三日

二 大濟禪師宗舜書狀（二紙）

（縦二七・六種  
横九一・四種）

扇子一本、筆一對、杉原二帖進候

（縦三八種  
横五一・五種）

覺

一 内田左衛門次郎寄進状

但し

一、山林四拾壱町六反壱畝八歩

東五百八拾八間

西三百七拾六間

南武百四拾八間

北武百七拾間

右、私者付、御寄附仕候事

応永十二  
九月三日  
内田左衛門次郎（花押）

日峰上人丈室

三 大濟禪師宗舜書狀（二紙）

（縦二七・六種  
横八九・八種）

養源（花押）

青龍看院

（切封）

孟春、書令披閱候、「山中無為安閑勸喜之至候」、仍而香五瓣収納候、就中今度瑞文僧「子細令伝語候、就于青龍三歳看院了候」、可被上洛候由承候、「此間辛勞奉察候」、雖然老僧下向間者、「可有堪忍候、於山中可申定候、万々無其儀候者」、別而可申談候、其閑者可有堪忍、專為先師所仰候」、將又、退藏院担那者廿七日逝去、此方事就万事、老僧下向候者「無正体候、可推察候」、万端瑞文僧之伝語候」、事々不宣

季春十八日

（右の文書は後世の偽文書であろう）

青龍看丈

（切封）

宗舜（花押）

曆月十三日

四 瑞泉寺住持職擬書

(縦四四・五綱)  
横五四・五綱

定

當山住持職之事、為開山、子孫之諸老、順次勤務可被致之事  
一、縱令雖為其仁沒後、依兒孫之願望者、可被準當山一世之祝篆之事

一、諸轉位等者、上香開山真前而、職狀可有降下之事

右之件々、(日峰宗舜)先師遺命之定規也

康正二年丙子九月廿六日

現青龍山主玄朔(桃隱玄朔)於爾慈明庵下書

五 織田信長朱印狀(折紙)

(縦二八・五綱)  
横四六・五綱

七 豊臣秀吉朱印狀(折紙)

(縦四六・五綱)  
横六六・四綱

當寺之事、為關山派本寺之條、早再興尤候、材木召下付、河並諸役除之狀、如件

元龜式  
六月廿日 信長(朱印)

瑞泉寺

六 旭窓知暉書狀(折紙)

(縦三三・二綱)  
横四六・四綱

以上

今度御朱印頂戴之儀付、臥龍庵上京、得其意、則常住令披露、証  
狀相調進之候、委曲順首座可有演說條、不能詳候、縷々不宣

(文禄五年九月  
孟春廿七日)

拝呈  
瑞泉寺 役者中

旭窓  
知暉  
(花押)

八 石川備前守光吉書狀（折紙）

（縦三二・五纏  
横五〇纏）

猶々、山林竹木、為「寺僧私不可勘候」已上

當寺之儀、南化和尚・天猷和尚・別而御肝煎付而」式目被遣候、一々

不可」有違輩候、以來猶可被任兩和尚尊慮候」寺納者如御式目、以領米加修理、算用等專一候」恐々謹言

石川備前守

卯月十日 光吉（花押）

瑞泉寺 侍者中

九 石川備前守光吉書狀（折紙）

（縦三一・五纏  
横四六纏）

尚以、早々御音信、喜悅之至候」以上

御札令拝見候、殊更為御音信、はう「丁式枚被遊、御意候、御懇意之至」別而本望存候」就中拙者身上之儀、先日國広被仰付、安堵仕、忝次第難申盡候、於礼体者可御心安候、近日江戸へ可罷下候条」其刻以面可申入候」其内於我等大慶存候、尚追而可申入候、恐々謹言

石川備前守

二月十日 光吉（花押）

瑞泉寺 侍者中

一〇 石川宗林（光吉）書狀（折紙）

（横四七・八纏  
縦三三・八纏）

一卷啓候」遠路為御音信、御使僧殊更見申候」枝柿一折百」被懸御意候」過分至候、其元相替儀も無之由、千万目出度候」爰元相応之意候」而可申入候、恐惶謹言

三月五日

瑞泉寺 侍者御中

（石川光吉  
花押）

一一 石川藤右衛門尉書狀（折紙）

（縦三二・五纏  
横四五纏）

尚以、寄思召、遠路御使僧忝奉存候、以上

未得尊意候之處、預御使僧、殊更「南都諸白樽」壺、大栗一折式百、被懸御意、被寄思召段、別而辱奉存候、上方相応之御用等可蒙仰候」不可有疎意候」猶御使僧口上申達候、致右略候」恐惶謹言

石川藤右衛門尉  
(花押)

十月廿三

瑞泉寺様

一二 伊奈備前守忠次書狀（折紙）

（縦三三種）  
（横五〇種）

以上

瑞泉寺領之事、「當物成者進候間」無相違御請取「可被成候、米之儀者」下野様御理可被成候、恐々謹言

（慶長六年）

丑二月廿日  
伊 備前守（花押）

かしく

瑞泉寺住持様  
参

一三 瑞泉寺役者衆連署定書

（縦三四種）  
（横四五種）

定

- 一、知客并侍者、貳百文
- 一、藏司并副寺者、參百文
- 一、書記并監寺者、四百文
- 一、都寺并首座者、五百文

右之條、香供於兩開山尊前可転位者也、仍而衆評如件

寛永九壬申三月吉辰

徳授

臨溪

宗貞

（花押）

輝東

永伊

（花押）

臥龍

慶珍

（花押）

乾龍

宗順

（花押）

青龍山瑞泉禪寺

一四 汾陽寺役者衆連署寄進狀

（縦三七・三種）  
（横五二・二種）

某等欽啓、青龍開山大濟禪師之大手蹟、自洛陽正法山、所賜汾陽廣  
（日峰宗舜）  
（妙心寺）  
（雲谷支祥）  
照禪師、雲筆也、三百余年来雖秘在山中、憑臨溪塔主禪海座元、多  
年瞻恋寄附焉畢、敬獻之文房、楮封永耀彩矣、委悉不宣

汾陽寺

侍真 惠周（花押）

時寛文十二壬子年

閏林鐘十二日

維那 納所

祖済（花押）

侍衣 玄寔（花押）

住持

祖峩（壺印）

拝進

瑞泉寺

兌僧禪師

一五 仁溪慧寬書狀

(縦一六・六纏)  
(横四一・五纏)

一七 妙心寺役者衆連署定書

(縦一〇〇・七纏)  
(横一〇七・七纏)

猶々、新八殿へも御内方へも同筆ニ申度候、遠方故御無音計ニ打  
過、不本意候

其後者以一書不申候、寒氣いかゞ御座候哉、弥御一家御無事ニ御入  
候半と、日出度申候、拙僧事、先月讃州高松(渡リ)廿三日法泉寺へ  
入院、儀式首尾能仕舞申候処、無案内ニ候共、取持衆多候故、心  
安有付申候、其元ニ居申候内、毎々御念比之段忝存候、猶任後音候、  
時々不宜

十一月七日

木納清三郎殿

参

一六 妙心寺役者衆達覚書

(縦三三・一纏)  
(横八七纏)

覚書

今般其寺ヨリ願出ソロ趣、無余儀筋ニソロヘハ、格別之衆議ヲ以、  
別紙之通品目相定遣ソロ、然ル上ハ輪番之和尚衆ヨリ被相納ソロヘ  
ハ、両開祖供養太切之儀ハ勿論、尋常質素ヲ相守、相統筋致專要、  
永代屹度一助ニ相成ソロ様、取計容易ニ心得間敷ソロ、尤以來両開  
祖遠忌等之節モ闕典之筋無之様、平生護念可有之者也

寛政十二庚申歲正月廿二日

妙心寺

瑞泉寺

妙心寺(印)

瑞泉寺

定

金壺両式歩

一、住持職料

同壺両

一、開山香資

同壺両

一、創建開山香資

同壺両

一、本山開山忌香資

銀拾匁

一、開山忌香資

同拾匁

一、創建開山忌香資

同拾匁

一、代燒香料

金壺両

一、展待料

同參歩

右、衆評如件

聖沢院

宗遜(花押)

靈雲院

紹拙(花押)

東海庵

慈溫(花押)

龍泉庵

全珂(花押)

一九 作 内丞下知状（折紙）

（縦二九・九種）  
（横四六・六種）

一八 内田村庄屋・船人頭連署願書

（縦三〇・五種）  
（横四一・七種）

以上

乍恐奉頼上候御事

一、当村渡給御墨附、田堺町六反、當所<sup>ニ</sup>有之

但し、是ハ永錢高九貫九百五十文也

舟頭給之事、八人「畠屋敷共<sup>ニ</sup>堺町<sup>ニ</sup>六反半、但九貫九百五十文之由  
候、田堺町六反」此分前々<sup>ヲ</sup>取來候由候間、今以無<sup>レ</sup>相違申付候、自  
然此内松林於在之者追々遂糺明、可隨<sup>レ</sup>其者也、如件

外<sup>ニ</sup>、高式拾三石七斗四升五合、葉栗郡浅井村<sup>ニ</sup>有之

右御墨附二通、外同五通、都合七通<sup>ニ</sup>御座候、古來<sup>シ</sup>私共持來候得  
共、火盜用心等茂惡數有之候<sup>ニ</sup>付、御寺御宝藏江御預<sup>ケ</sup>置申度候<sup>ニ</sup>  
付、奉頼上候、何卒右之段宜數奉頼上候、以上

五月七日

作 内丞（花押）

犬山内田渡

舟頭八人

天正十二

二〇 伊奈忠次・彦坂光正連署下知状（折紙）

（縦三二・三種）  
（横四五・三種）

9

内田村庄屋

久左衛門（印）

文政十二年

同村船人頭

武 八（印）

尾州丹羽郡「犬山船頭給事  
合式拾三石七斗四升五合

葉栗郡内東浅井村

右、任先規渡置候、弥不嫌夜中、渡舟可仕者也、仍<sup>レ</sup>如件

慶長拾四年

伊 備前守  
(伊奈)

三月廿七日

忠次（花押）  
(印)

彦坂九兵衛  
光正（花押）

犬山

舟頭

二一 鈴木淡路守重泰書状（折紙）

（縦二九・二種）  
（横四五種）

二二 鈴木淡路守重泰書状（折紙）

（縦三〇・四種）  
（横三四種）

犬山舟頭給、駿州へ色々申越、備前守殿・九兵衛殿御判取寄セ申、

舟頭共ニ可有御渡候、是ハ末代之御判ニ候間、其分可被仰候、恐々

謹言

（伊奈忠次）

（彦坂光正）

（鈴木重泰）  
（鈴 淡路守）

卯月十三日

（花押）

宗善

人々中

慶安四年

卯

三月二日

内田村

千 善 左  
(印)

（花押）

二三 千田善左衛門・都筑市左衛門連署下知状（写）（折紙）

（縦二七・八種）  
（横四一種）

同

清三郎

船頭中

内田村船頭共、此度遣候儀、以前無之儀ニ候ヘ共、指当用事付、  
頼候而遣候、以来例成間敷候、為後日如此候、以上

一、うち田村舟頭町壱町之高八拾六石分、先年より諸役御免之義ニ候  
間、縦何やう之御役等候とも、聊以相勤申ましく候、為後日、仍  
如件

（三カ）  
寛永拾七年

子ノ二月廿三日

（正虎）  
成瀬隼人正代

同

千田善左衛門

都筑市左衛門

舟頭八人

二四 妙心寺役者衆連署達書（写）

（縦一八・横九八種）

衆議啓、「今般從」公儀、攘夷御一決被「仰出候」付而者、不慮之儀、難計哉。被思召、御守衛之御触「達茂有之、奉恐入候御事」候得共、實於法門、国家安全之「御祈念可摧肝胆次第付」、當春制間九十日之間、就「本山幽丈別段祈禱修行候」尤於末派茂尽丹精、別修「祈念可奉報國恩儀者申」論迄も無之儀。候得共、前条「不容易御時節」候得者、愈以「銘々至心耑禱可有之候、且每々」相触置候儀。候得共、猶更僧儀「嚴整相守、宗門之規箴」如法可為肝要候間、此旨可。」被得其意候、不宣

二五 千宗室（玄々斎）書状

（縦一六・横四七・五種）

貴墨忝披見、酷暑之節、愈御安全、被成御勤賀上候、當方無事罷在候、陳者、暑中御尋問も念書」井「白砂糖沢山」被送下、「千万忝打寄、賞翫大悦」不斜候、家族「御加筆忝、尚」宜敷御挨拶申述度申出候」乍末筆御家内様「宜敷」賴上候、今暫時炎威甚敷」折角御厭可被成候也、頓首

林鐘十四日

玄々斎

山上宗全老

聖沢院

梵実花押

靈雲院

宗普同断

東海庵

惠璣同断

龍泉院

慧耕同断

惶謹言

（縦一七・横四七・八種）

二六 織田下野守信方書状

改年之御慶不可有「尽期候」公方様・大納言様益「御機嫌能被成御座、年始」御規式如御嘉例、首尾好「相濟可申、奉恐悦候、將又」貴様弥御堅固可為「御越年、珍重存候、為御祝詞」如此御座候、猶期永日候、恐

尾張  
瑞泉寺

正月二日

追啓、「公儀御禁之邪教、其余」不審之教法相学候者、聊有之

（以下欠落）

金森左京様  
人々御中

織田下野守

信方（花押）

二七 渡辺半蔵定綱書状（折紙）

（縦三一・三幅  
横四四・五幅）

同名半九郎儀、「御知行拝領付」、其砌其元宿所「御入来之由、過分之至候、為其如此候」、恐惶謹言

渡辺半蔵

定綱（花押）

四月三日

一乘院